

兵庫県公報

平成30年7月20日 金曜日 第3021号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成30年度第2回及び第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○平成30年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	4
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	10
○同上（同）	10
○落札者等の公示（管理課）	10
○同上（同）	11

告 示

兵庫県告示第676号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成30年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

- 平成30年度第2回危険物取扱者試験（以下「第2回試験」という。）
平成30年10月7日（日） 神戸市、西宮市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市
同 月8日（月） 姫路市
- 平成30年度第3回危険物取扱者試験（以下「第3回試験」という。）
平成31年2月3日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市
- 種類別試験時間
甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで
乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで
丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで
ただし、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第5項に定める火薬のみの免除者は、試験開始後90分間
危険物の規制に関する規則第55条第6項に定める乙種の科目免除者は、試験開始後35分間
危険物の規制に関する規則第55条第7項に定める丙種の科目免除者は、試験開始後60分間

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4

豊岡 県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠山 県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲本 県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験方法

筆記試験（択一式）

5 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、申請手続の際に同規則第57条第2号又は第2号の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

6 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

7 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成30年7月中旬から配布する。

イ 受付期間

(7) 第2回試験

平成30年8月16日（木）から同月27日（月）まで

(4) 第3回試験

平成30年11月30日（金）から同年12月10日（月）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日及び日曜日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（第2回試験については、平成30年8月27日（月）までの消印有効、第3回試験については、平成30年12月10日（月）までの消印有効。）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 第2回試験

平成30年8月13日（月）午前9時から同月24日（金）午後5時まで

(4) 第3回試験

平成30年11月27日（火）から同年12月7日（金）まで

(3) 手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 6,500円
- イ 乙種危険物取扱者試験 4,500円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 3,600円

なお、受験願書受付後は、手数料の返還はしない。

8 可否の発表

第2回試験の合格者の受験番号を平成30年10月30日頃に、第3回試験の合格者の受験番号を平成31年2月28日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

9 受験についての問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階
一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
電話 (078) 385-5799

(2) 電子申請の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階
一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第677号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成30年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成30年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学科試験 (指導方法)	全職種	平成30年9月21日（金） 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

なお、実技試験及び学科試験のうち関連学科は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
- ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 可否判定基準

指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

(3) 申請書類の提出期間

平成30年7月30日(月)から同年8月15日(水)まで

(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成30年8月15日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成30年10月12日(金)に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円分の切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

(3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

電話 (078) 362-3369 (直通)



兵庫県告示第678号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

赤穂化成株式会社

赤穂市坂越329番地

代表取締役社長 池上良成

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

赤穂化成株式会社

赤穂市坂越329番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 設置

種	類	27号イ ろ過施設(No. 1~ No. 7)	27号ル 湿式集じん施設
能	力	12m ³ /時・基	53m ³ /分

工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～8	6～9	7～8	7～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	20	10	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	5	10	10	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5	20	5	10
	燐含有量 (単位 mg/L)	0.3	0.6	0.3	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	1/基	1.5/基	2.75	3.5	

イ 構造等の変更

種	類	27号いろ過施設			
変更前後の区分		変更前		変更後	
能力		10.5m ²		同左	
工事着手予定年月日		既設		同左	
工事完成予定年月日		既設		同左	
使用開始予定年月日		—		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 4時間		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～7	6～8	6～7	6～8
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	5	10	5	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	20	100	150
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.03	0.06	0.03	0.06
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1	2	2	3.5

27号口 遠心分離機			
変 更 前		変 更 後	
2000L/時		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
—		許可後	
0時～24時 8時間		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
6～7	6～8	6～7	6～8
—	—	—	—
10	20	10	20
1	3	1	3
10	20	100	150
0.03	0.06	0.03	0.06
1	2	2	3.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		排水処理施設							
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前				変 更 後			
型	式	沈殿処理槽（自然沈降式）				同 左			
構	造	コンクリート製				同 左			
主 要 寸 法		8.09m×14.56m×1m				同 左			
能 力		750m ³ /日				同 左			
汚 水 等 の 処 理 方 式		自然沈降式				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設				許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設				許可後			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		なし				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水素指数）	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5	6.3～ 7.5
	生物化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	50.9	150	14.6	35	68.9	150	18.6	35
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg/L）	22	60	18	30	22	60	18	30
	窒 素 含 有 量 （単位 mg/L）	17	60	8.4	47	9.5	60	9.5	60
	リン 含 有 量 （単位 mg/L）	0.64	1.2	0.39	1	0.49	1.3	0.4	1.3
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値（単位 m ³ /日）		349.25	585	349.25	585	419	700	419	700

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前	変 更 後
排 水 口 名		No. 1	No. 1
排 水 量 （単位 m ³ /日）	通 常	450.25	520
	最 大	1,225	1,340

水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	6.3~7.5	6.3~7.5
	最 大	5.8~8.6	5.8~8.6
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	—	—
	最 大	—	—
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	12	16
	最 大	35	35
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	14	14
	最 大	50	50
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	7	8
	最 大	47	60
燐 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.3	0.3
	最 大	1	1.3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 7月20日から同年 8月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 7月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)
芦屋市涼風町1番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
パナソニックホームズ株式会社 代表取締役 松 下 龍 二
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 6月21日
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-2-2号(29芦屋)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 7月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町末政字大町13番1、13番3、16番3、17番3、18番3、19番3、20番の一部、21番1、23番、24番1、24番2、25番1、25番2の一部、25番2地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目2番11号

株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦

3 許可年月日及び許可番号

平成30年 6月14日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-34-2号（29たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 7月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町中村字前田215番3、216番12、219番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三田市ゆりのき台一丁目1番地B棟1405号
大 砂 均
（たつの市龍野町中村127番地3
大砂不動産 代表 大 砂 均）

3 許可年月日及び許可番号

平成30年 4月20日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-24-2号（29たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 7月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市新宮町光都一丁目490番20、490番42の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾西38番地1
フジプレミアム株式会社 代表取締役 松 本 倫 長

3 許可年月日及び許可番号

平成30年 6月21日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-10-3号（28たつの）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 7月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫情報ハイウェイ機器等（賃貸借） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 5月28日
- 4 落札者の名称及び住所
N T Tファイナンス株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

- 5 落札金額
10,989,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年 4月17日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年 7月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県庁WANパソコン等（賃貸借） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 5月28日
- 4 落札者の名称及び住所
N T Tファイナンス株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通 4丁目 1番22号
- 5 落札金額
21,614,040円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年 4月17日